

苫小牧都市再生コンセプトプラン実現
に向けた賑わい創出事業企画運営業務
仕様書

令和3年6月

苫小牧都市再生プロジェクト委員会

1 業務名

苫小牧都市再生コンセプトプラン実現に向けた賑わい創出事業企画運営業務

2 業務背景・目的

当市の総人口は、169,808人（令和3年3月末現在）となっており、平成25年（2013年）の174,469人をピークに、現在は減少に転じている状況である。人口減少の加速化につれて、人手不足により経済活動が停滞する懸念や、経済規模の縮小、社会保障費や公共施設の更新費の増加等、厳しい行政運営が求められる時代の転換期を迎えている。これらの課題に対応し、健康で安全な都市環境のもと、世代や性別に関わらず、豊かで明るく誰もが住みやすい「とまこまい」を実現するため、当市では、ものづくり産業のさらなる展開、臨海ゾーンにおけるロジスティクスの展開、臨空ゾーンにおける国際リゾートの展開というダブルポートシティの特性を活かした成長戦略を掲げており、令和3年3月にこれらの成長戦略の方向性を示す「苫小牧都市再生コンセプトプラン」を策定した。

本業務は、「苫小牧都市再生コンセプトプラン」において目標に掲げる交流人口の増加に向け、当市における多彩な魅力資源を活用した賑わい創出に係る事業を展開することで、地域内への誘客及び域内消費の促進を図ることを目的とする。

3 業務の位置付け

本事業は新型コロナウイルス感染拡大状況に鑑み、令和4年度に苫小牧市内へのリアル誘客及び域内消費につながる賑わい創出に係る事業を実施することを目標としており、令和3年度ではそれら取組を見据えた当市の魅力資源の発信や賑わい創出に係る事業プロモーション等を実施することで、令和4年度事業の効果最大化を図るものとして位置付けている。

4 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで（令和3年度）

契約締結日から令和5年3月31日まで（令和4年度）予定

※ 委託契約は年度ごとに行い、履行内容が良好と認められること、苫小牧都市再生プロジェクト委員会予算が成立（同委員会に対する市補助金に係る市予算が議会で議決）されることを条件として令和3年度及び令和4年度の契約を認めることとする。

5 契約予定額

令和3年度 100,000千円

令和4年度 200,000千円（予定）

上記金額は、消費税10%相当額を積算した金額を含むものとする。

なお、本事業は市補助金を財源として実施するものであり、苫小牧都市再生プロジェクト委員会予算の成立（同委員会に対する市補助金に係る市予算が議会で議決）をもって、最終的に契約金額を決定する。

6 業務の内容

(1) 令和3年度事業

ア 当市の魅力資源を活用したプロモーション・賑わい創出事業の企画・実施

令和4年度に市内へのリアル誘客及び域内消費につながる賑わい創出事業の効果の最大化に向けて、市内に点在する魅力資源を活かしたシティプロモーション及び地域住民を中心とした交流事業、まちなかのブランド力を向上させる事業等を複数企画・実施する。

(イ) 当市の魅力発信に繋がるコンテンツの企画・制作

当市の広報・周知のため、観光施設、体験、食等多彩な魅力を発信するためのコンテンツを企画・制作する。

(ロ) 市内の賑わい創出に繋がるコンテンツの企画・実施

当市の賑わい創出のため、市内のエリア・施設等を活用し、地域住民を中心とした集客効果が期待できるコンテンツを企画・実施する。

なお、事業内容については受託者からの提案内容を基に、委託者と協議の上、最終的に決定する。

イ 実施事業の進捗管理・効果検証

企画した事業が円滑かつ効果的に実行されるよう、受託者は事業の進捗管理を行うとともに、事業の実施状況を委託者に対して定期的に報告する。また、企画した事業に対するKPIを設定し、事業効果を検証するとともに、次年度以降の事業企画・実施を見据えた課題整理や改善策の取りまとめを行う。

ウ 令和4年度に向けた企画設計・準備

本事業は次年度以降も継続して行う事業の1年目として実施するものであり、令和3年度の業務内容を踏まえて、令和4年度に実施するコンテンツ案を企画する。なお、企画内容は予算の成立状況を踏まえ、委託者と協議の上決定すること。

(2) 令和4年度事業

ア 市内におけるリアル誘客を通じた賑わい創出事業の企画・実施

令和3年度に実施した事業を踏まえ、市内に点在する魅力資源を活かし、市内への来訪を促進させる事業を企画・実施する。

(イ) 市外から多くの来訪者を誘客できる事業企画・実施

当市の賑わい創出のため、市内のエリア・施設を活用し、近隣及び全国からのリアルでの来訪を促進させるイベント等を企画・実施する。

(イ) 市内への周遊促進を図る事業企画・実施

上記イベント等の事業と連動し、来訪者による市内の観光拠点や商業施設（小売店・飲食店等）等への周遊を促進させる事業を企画・実施する。

なお、事業内容については令和3年度業務における企画設計を基に、委託者と協議の上、最終的に決定する。

イ 実施事業の進捗管理・効果検証

企画した事業が円滑かつ効果的に実行されるよう、受託者は事業の進捗管理を行うとともに、事業の実施状況を委託者に対して定期的に報告する。また、企画した事業に対する KPI を設定し、事業効果を検証するとともに、次年度以降の事業企画・実施を見据えた課題整理や改善策の取りまとめを行う。

ウ 令和5年度以降に向けた企画設計・準備

令和3年度事業及び令和4年度事業の成果を踏まえ、令和5年度以降に実施すべきコンテンツ案を企画・提案する。

7 業務実施体制

委託者は、業務監督者及び業務担当者をもって、秩序正しい業務を行うとともに企画・運営業務を適正に実施するために、適正な人員を配置すること。

8 実施スケジュール

契約締結後～2週間	業務実施計画の作成・承認
契約締結後2週間～	業務開始
令和3年9月～	事業実施
令和3年11月	中間報告を実施
令和4年3月	事業完了報告

9 支払条件

契約代金の支払いは、事業完了後、一括払いとする。

なお、上記以外の支払い方法については、委託者と協議すること。

10 著作権等の取扱

企画提案書に特段の記載がない場合、委託業務の成果物及び委託業務で制作した制作物に係る著作権等は次の通り取り扱うものとする。

- (1) 納品された成果物に関する企画提案書等の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、すべて委託者に譲渡するものとする。
- (2) 第三者が権利を有している映像、画像及び音楽等を使用する場合には事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行

うこと。

- (3) 制作にあたっては、肖像権、意匠権、著作権及びその他の権利等について撮影前に委託者の了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受託者が行うこと。
- (4) 撮影する際の肖像権については事前に同意を得ること。
- (5) 映像、音楽等の著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、委託者は責任を負わないものとする。
- (6) 成果物や委託業務で制作した制作物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下著作権等という。）は、委託者が保有するものとする。
- (7) 成果物や委託業務で制作した制作物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (8) 納入される成果物や制作した制作物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

11 業務上の留意事項等

(1) 事故・訴訟発生時の対応

受託者は、委託業務において、受託者の責めに帰すべき理由により参加者及び第三者の生命、身体及び財産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、受託者の責任において速やかに処理及び解決しなければならない。また、その結果等について、速やかに書面により委託者に報告すること。

(2) 事業の継続が困難となった場合の対応

災害その他不可抗力等委託者及び受託者の双方の責めに返すことが出来ない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議することとする。また、一定期間内に協議が整わない場合、委託者は事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

(3) 収益事業の取扱い

本事業を通じて事業収入を見込む提案を行う場合は、「5 契約予定額」を上回る企画・提案についても可能とする。

12 問い合わせ先

苫小牧市総合政策部国際リゾート戦略室
（苫小牧都市再生プロジェクト委員会事務局）
〒053-8722 北海道苫小牧市旭町 4-5-6
TEL: 0144-32-6229